

## 【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月19日
【会社名】	株式会社SBI新生銀行
【英訳名】	SBI Shinsei Bank, Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 最高経営責任者 川島 克哉
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役 専務執行役員 グループ最高財務責任者 グループ経営企画担当 寺澤 英輔
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
【縦覧に供する場所】	株式会社SBI新生銀行大阪支店 (大阪市北区小松原町2番4号) 株式会社SBI新生銀行名古屋支店 (名古屋市中村区名駅三丁目28番12号) 株式会社SBI新生銀行大宮支店 (さいたま市大宮区桜木町一丁目9番地6) 株式会社SBI新生銀行柏支店 (千葉県柏市柏一丁目4番3号) 株式会社SBI新生銀行横浜支店 (横浜市西区南幸一丁目1番1号) 株式会社SBI新生銀行神戸支店 (神戸市中央区加納町四丁目2番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当行代表取締役社長 最高経営責任者 川島 克哉及び取締役 専務執行役員 グループ最高財務責任者 グループ経営企画担当 寺澤 英輔は、当行の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することができない可能性がある。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2026年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当行並びに連結子会社及び持分法適用関連会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、財務報告に対する金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当行及び連結子会社4社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。なお、金額的及び質的影響並びにその発生可能性が低い連結子会社及び持分法適用関連会社については、全社的な内部統制の評価範囲に含めていない。当該評価範囲の決定については、定量的な指標に加え、財務報告の信頼性に影響を及ぼす事務事故や不祥事案の発生状況といった定性面も考慮した上で、決定している。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、全社的な内部統制が良好であったことや定性面の評価も踏まえ、当行グループの主要事業は銀行業など投融資によって収益を獲得する事業であることから、収益の源泉となる連結総資産を各事業拠点の重要性を判断する指標として用いることとし、総資産（連結修正後）の金額が連結総資産額の3分の2を超えている当行を重要な事業拠点とした。選定した重要な事業拠点においては、銀行業における資金運用及び資金調達に大きく関わる勘定科目として「貸出金、有価証券、預金」を選定し、当該勘定科目に至る業務プロセスを評価の対象とした。

選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点も含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを、財務報告への影響を勘案して、重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加している。その結果、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスとして「自己査定・引当償却プロセス」及び「利息返還損失引当金算定プロセス」等、複雑で取引の実在性・網羅性に関するリスクが高いと考えられる業務プロセスとして「デリバティブプロセス」を個別に追加した。

## 3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当行の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

## 4 【付記事項】

該当事項なし。

## 5 【特記事項】

該当事項なし。